特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年八月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十一号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第二項、第三項及び第四項第二号並びに第四条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部改正）

第一条　特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令

第一条の見出しを「（特定物質及び特定物質代替物質等）」に改め、同条第一項中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。」に、「別表」を「別表第一」に改め、同条第三項中「第二条第三項」を「第二条第四項第一号」に、「別表」を「別表第一」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二条第二項の特定物質」を「第二条第三項の特定物質等」に、「別表」を「特定物質については別表第一の上欄に、特定物質代替物質（法第二条第二項に規定する特定物質代替物質をいう。以下同じ。）については別表第二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二条第二項の政令で定める物質は、別表第二の中欄に掲げるとおりとする。

第一条に次の一項を加える。

5　法第二条第四項第二号の政令で定める地球温暖化係数は、別表第二の中欄に掲げる特定物質代替物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二条の見出し中「特定物質」を「特定物質等」に改め、同条中「特定物質は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書Cのグループ I に属する特定物質」を「特定物質等は、次に掲げる特定物質等の種類の区分ごとに、当該区分に属する特定物質等」に、「種類」を「区分」に、「特定物質と」を「特定物質等と」に改め、同条に次の各号を加える。

一　オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書Cのグループ I

二　議定書附属書Fのグループ I 及びグループ II

第三条の見出し中「指定特定物質」を「法第十三条第一項の政令で定める特定物質等」に改め、同条中「特定物質」を「特定物質等」に改める。

附則第三項の見出し中「指定特定物質」を「法第十三条第一項の政令で定める特定物質等」に改め、同項中「別表」を「別表第一の」に、「同表」を「同表の」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第一条関係）

特定物質代替物質の種類	特定物質代替物質	地球温暖化係数
一　議定書附属書Fのグループ I	（一）　一・一・二・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四）	一、一〇〇
	（二）　一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四ａ）	一、四三〇
	（三）　一・一・二―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三）	三五三
	（四）　一・一・一・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二四五ｆａ）	一、〇三〇
	（五）　一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタン（別名ＨＦＣ―三六五ｍｆｃ）	七九四
	（六）　一・一・一・二・三・三・三―ヘプタフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二二七ｅａ）	三、二二〇
	（七）　一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｃｂ）	一、三四〇
	（八）　一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｅａ）	一、三七〇
	（九）　一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｆａ）	九、八一〇
	（一〇）　一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二四五ｃａ）	六九三
	（一一）　一・一・一・二・三・四・四・五・五―デカフルオロペンタン（別名ＨＦＣ―四三―一〇ｍｅｅ）	一、六四〇
	（一二）　ジフルオロメタン（別名ＨＦＣ―三二）	六七五